在勤基本手当の支給に関する規則

（手当の月額の換算率）

第一条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第六号

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の二重傍線又は傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） 第十一条　法第十五条の二各項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	［新設］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第七号

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則（昭和二十七年外務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手当の月額の換算率） **第四条**　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十八条第一項に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。	（新設）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○外務省令第八号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

外務大臣　上川　陽子